

※本資料は、現時点での本市の方向性を示したものであり、  
今後変更が生じる場合があります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業) 事業者説明会

平成29年1月18日

八尾市地域福祉部高齢介護課

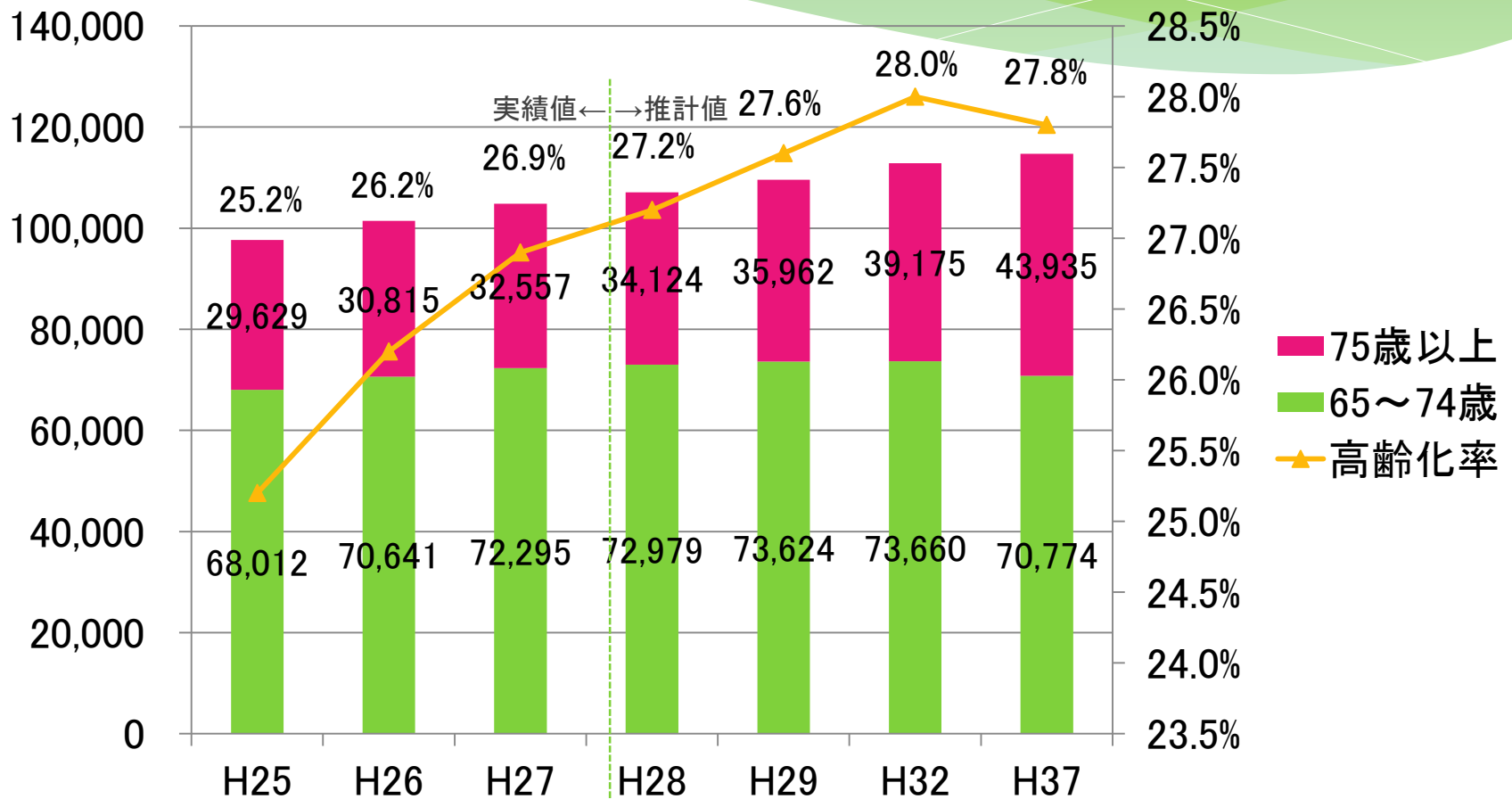
# 本日の説明の流れ

1. 事業導入の背景
2. 事業導入の目的・方針
3. 新しい総合事業の概要
4. 介護予防・生活支援  
サービス事業
5. ケアマネジメント
6. 移行スケジュール
7. 給付管理
8. 他市町村の住民に対する  
サービス提供時の注意点
9. 事業者指定
10. 定款等の変更
11. 一般介護予防事業
12. まとめ
13. 今後の予定

# 1. 事業導入の背景

# 1-1. 後期高齢者人口の増加

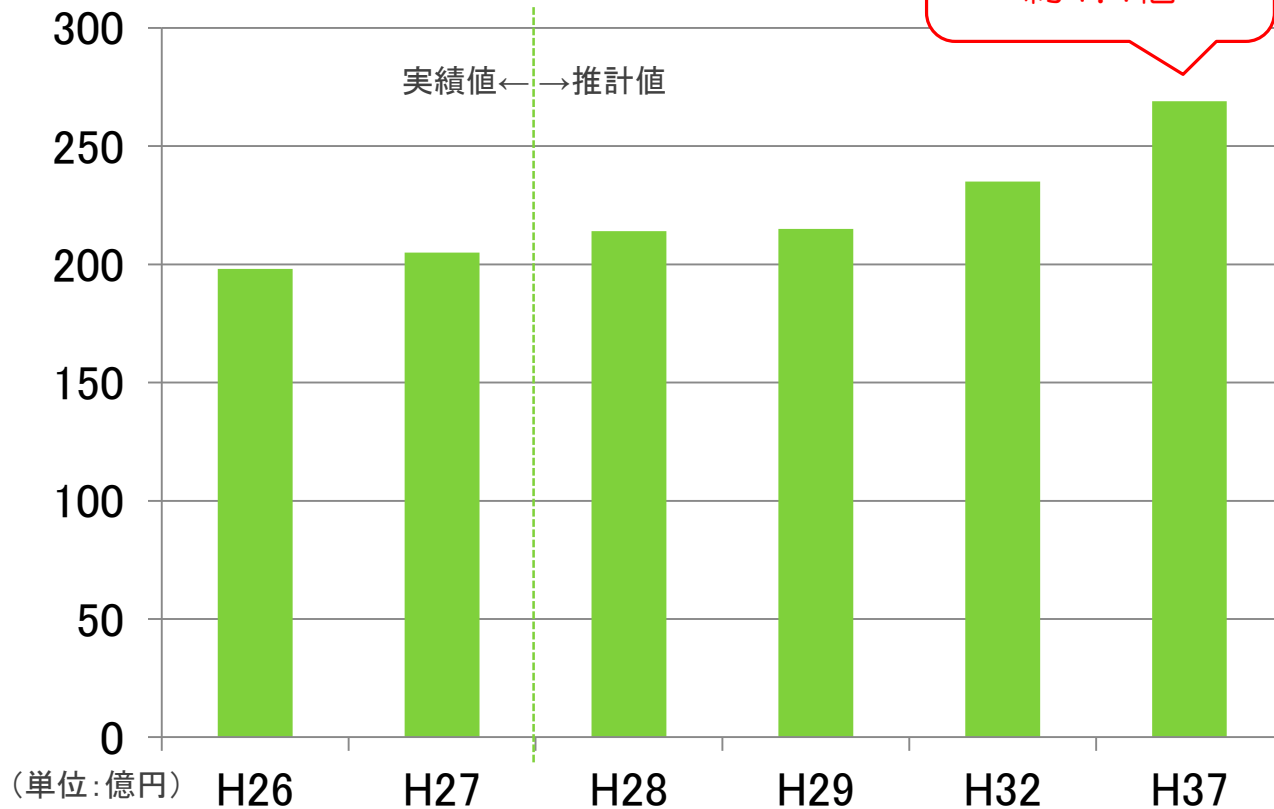
## 高齢者人口の推移（八尾市）



# 1-2. 介護給付費の増加

## 介護給付費の推移（八尾市）

平成26年度の  
約1.4倍



**介護保険料**  
(基準額)

平成27年度  
**5,997円**



平成37年度  
(推計)  
**8,275円**

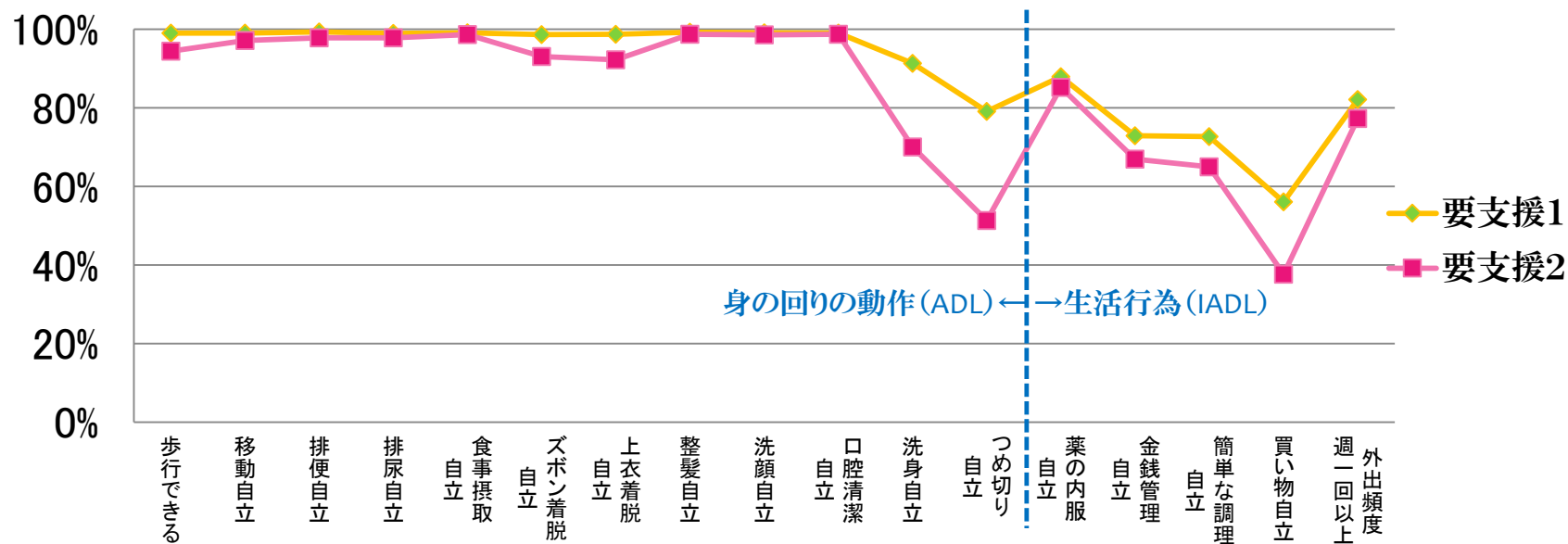
# 1-3. 介護人材不足

平成37年（2025年）に、全国では約377,000人、大阪府では約34,000人の介護人材が不足すると推計されています。

八尾市の人口で換算すると、約1,000人の不足となります。

# 1-4. 高齢者のニーズ

認定調査結果によると、要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立していますが、買い物などの生活行為の一部がしづらくなっています。



要支援1・要支援2の認定調査結果

資料:八尾市介護保険認定調査結果(H27年度)

# 1-5. 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年（2025年）を視野に、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」を構築し、**住まい、医療、介護、介護予防、生活支援**の各サービスが一体的に提供される環境づくりを進めます。



## **2. 事業導入の目的・方針**

## 2. 事業導入の目的・方針

地域包括ケアシステムの構築をめざし、  
「介護予防」「生活支援」のニーズに対し、  
高齢者の自立と地域の「互助・共助」を促進する  
多様なサービス提供の制度を整備していきます。

- \* 現行サービスの実施
- \* 新たなサービスの整備
- \* 介護予防の推進

# 3. 新しい総合事業の概要

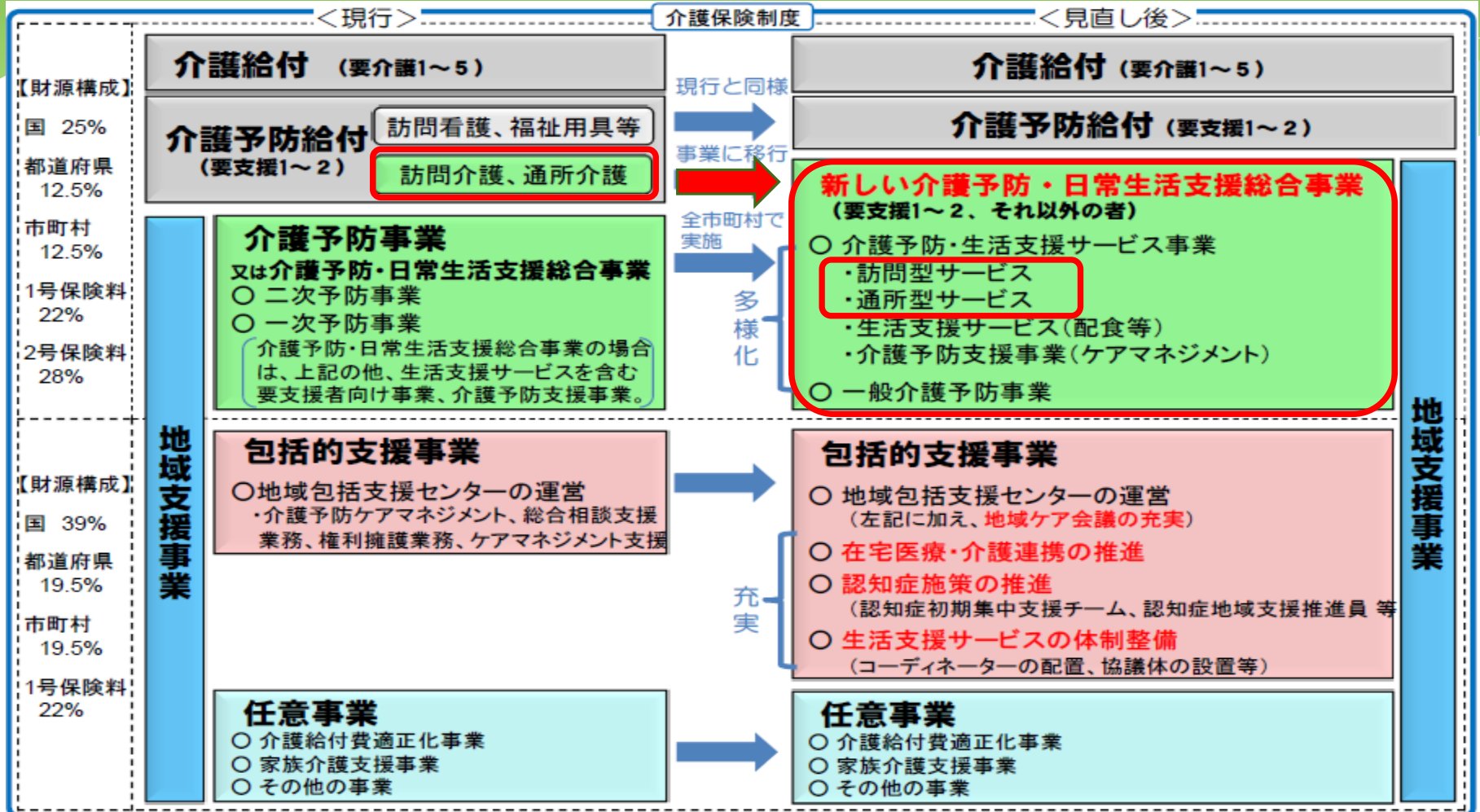
# 3-1. 主な変更点

## i) 訪問介護と通所介護の移行

介護予防給付 から 地域支援事業 へ

全国一律の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護が、多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域支援事業」に移行します。

# 3-1. 主な変更点

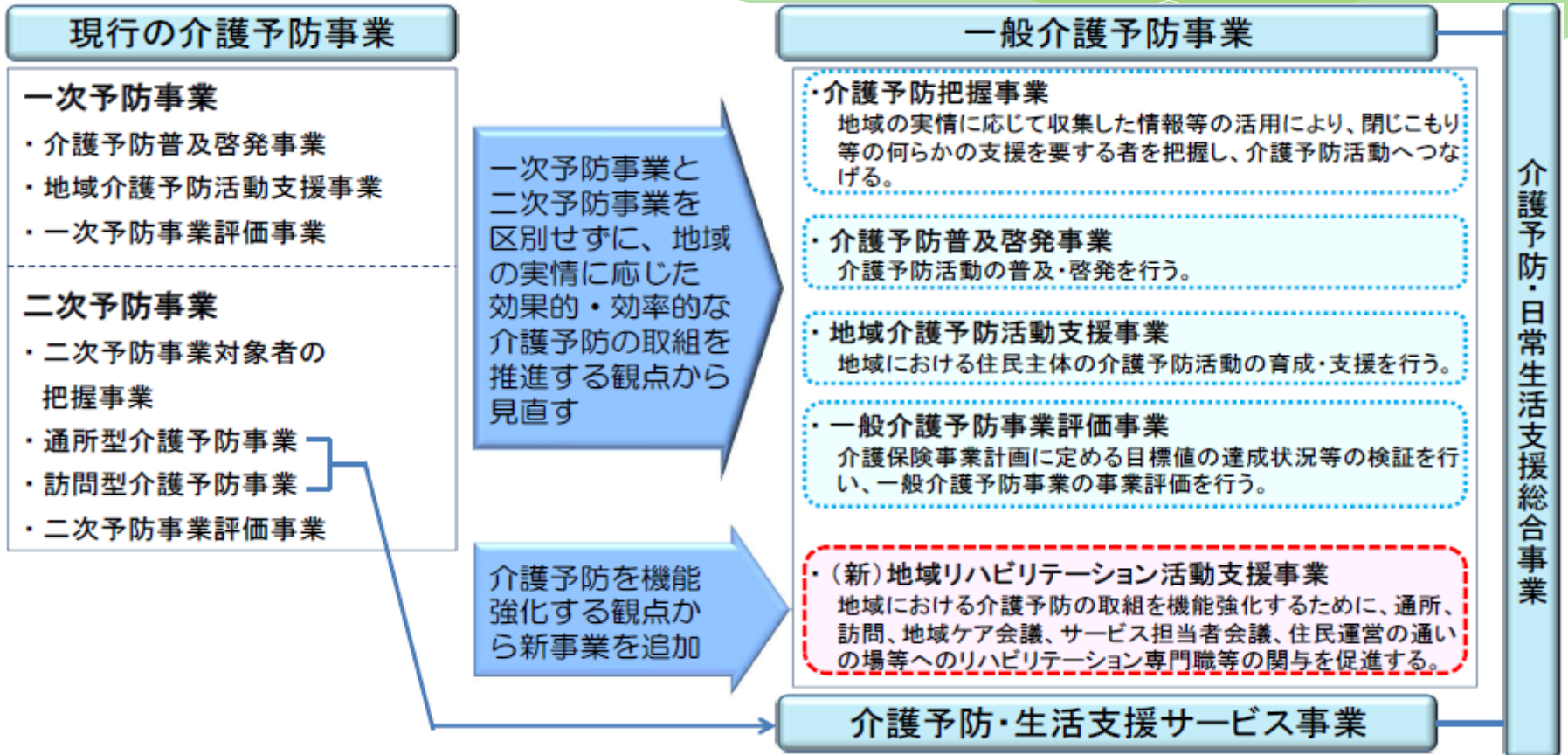


# 3-1. 主な変更点

## ii) 介護予防事業の見直し

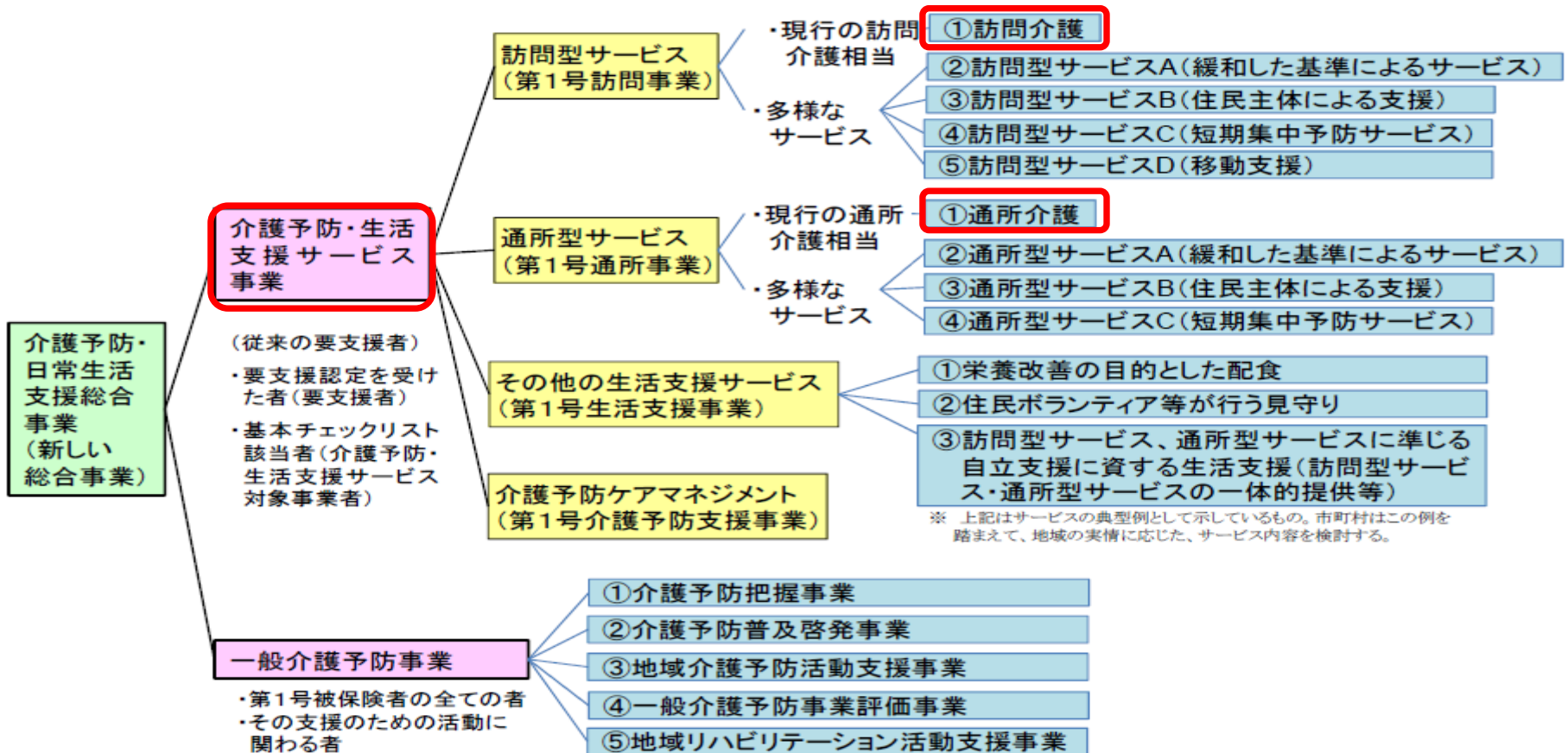
機能回復訓練などの高齢者へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者を取り巻く環境へのアプローチができるように介護予防事業を見直し、多様な介護予防事業を実施します。

# 3-1. 主な変更点



※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

# 3-2. 新しい総合事業の構成





# 4. 介護予防・生活支援サービス事業

# 4-1. サービスの類型

平成29年度

- \* 訪問型サービス（第1号訪問事業）
  - 現行の介護予防訪問介護
- \* 通所型サービス（第1号通所事業）
  - 現行の介護予防通所介護

平成30年度以降（第7期計画）

上記の現行相当サービスに加え、  
新たなサービスの整備を計画策定の中で検討

## 4-2. 対象者

平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により、  
要支援認定を受けた人

※ 本市において、平成29年度は「基本チェックリスト」  
による事業対象者の決定は行いません。

（新規・更新ともに認定申請が必要です）

## 4-3. 平成29年度のサービス利用の流れ

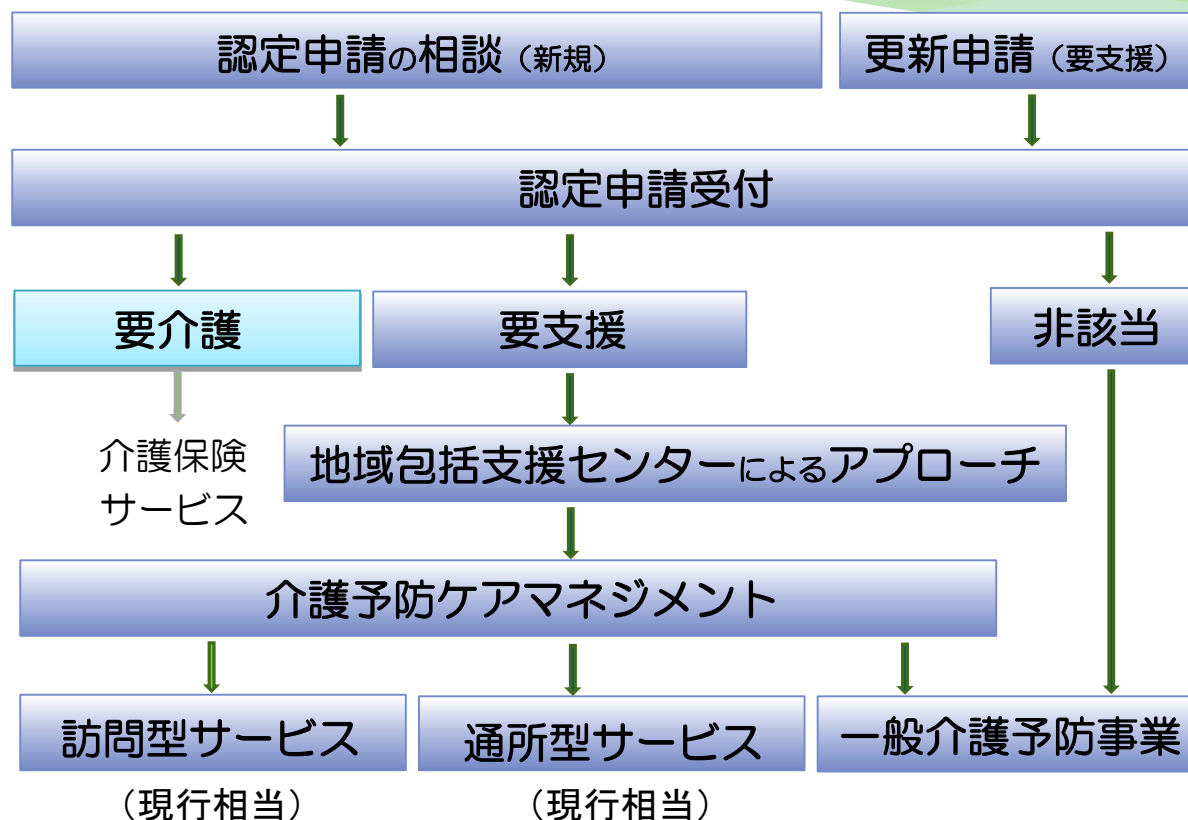
新規利用者・更新ともに要介護・要支援認定申請が必要です。（これまでと同様）

要介護・要支援認定申請の結果が「要支援」の場合、ケアマネジメントに基づき、「介護予防給付」と「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

結果が「非該当」の場合、一般介護予防事業の利用となります。

# 4-3. 平成29年度のサービス利用の流れ

平成29年度



## 4-4. 平成30年度以降のサービス利用の流れ

### 要支援者の認定更新のとき(平成30年度以降)

「要介護・要支援認定申請」または「基本チェックリスト実施」を選択して行う予定としています。

\* 要介護・要支援認定申請

⇒介護予防給付を利用している人

(例：訪問看護・福祉用具貸与)

\* 基本チェックリスト実施

⇒介護予防・生活支援サービス事業のみを利用し、  
心身の状態が比較的安定している人

(介護予防給付を利用する可能性の低い人)

# 4-5. 介護予防訪問サービス(基準)

		予防給付	総合事業
		介護予防訪問介護	訪問型サービス(現行相当)
1	実施時期	認定更新まで	平成29年4月以降の認定更新から
2	ケアプラン	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又は 介護予防ケアマネジメント
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	
4	サービス基準	現行	現行と同様
5	サービスコード	現行	新たなコード(A1又はA2)
6	単位数	現行	現行と同様
7	単価(加算)	現行	A1=事業所所在地の単価 A2=八尾市(5級地)の単価
8	利用者負担	現行と同様	
9	限度額管理の有無・方法	現行と同様	
10	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払(現行と同様)	

# 4-6. 介護予防通所サービス(基準)

		予防給付	総合事業
		介護予防通所介護	通所型サービス(現行相当)
1	実施時期	認定更新まで	平成29年4月以降の認定更新から
2	ケアプラン	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画または 介護予防ケアマネジメント
3	サービス内容	通所介護事業所の従事者によるサービス	
4	サービス基準	現行	現行と同様
5	サービスコード	現行	新たなコード(A5又はA6)
6	単位数	現行	現行と同様
7	単価(加算)	現行	A5=事業所所在地の単価 A6=八尾市(5級地)の単価
8	利用者負担	現行と同様	
9	限度額管理の有無・方法	現行と同様	
10	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払(現行と同様)	



# 4-7. 平成29年度のサービスコードについて

八尾市では、平成29年4月に全員一斉に総合事業へは移行せず、平成29年4月以降の認定更新（新規・区分変更を含む）のタイミングで順次移行することになります。

予防給付		総合事業		
事業者種別 サービス	介護予防の指定を受けている事業者	事業者種別 サービス	平成27年3月31日以前に指定を受けた事業者(みなし指定)	平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者(みなし指定外)
介護予防 訪問介護	61	訪問型 サービス	A1	A2
介護予防 通所介護	65	通所型 サービス	A5	A6

認定有効期間 開始年月日が  
平成29年3月31日以前の  
利用者の請求時に使用

認定有効期間 開始年月日が  
平成29年4月1日以降の  
利用者の請求時に使用

- 同じ利用者でも、平成29年4月以降の認定申請の前と後では、使用するサービスコードが変わりますのでご注意ください。
- 要支援者の認定有効期間、各事業者の指定年月日をご確認のうえ、請求時のサービスコードを使い分けていただく必要があります。

# 4-8. 報酬について

訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）の報酬については、介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様に、**月額包括報酬**とします。

※ ただし、総合事業における月額報酬の日割り請求に係る適用については、一部変更がありますので、7-3. 給付管理 日割り請求の適用を参照してください。（⇒ P.36）

- 訪問型サービス【月額包括報酬】（単位数の変更はありません）

予防訪問介護相当サービス（Ⅰ） 1,168単位

予防訪問介護相当サービス（Ⅱ） 2,335単位

予防訪問介護相当サービス（Ⅲ） 3,704単位

※（Ⅲ）は要支援2の認定者のみが利用可

- 通所型サービス【月額包括報酬】（単位数の変更はありません）

要支援1 1,647単位

要支援2 3,377単位

# 4-8. 報酬について

## 【地域単価設定について】

- サービスコードA1・A5（みなし指定事業者）については、事業所所在地における地域区分の単価が適用になります。  
(介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です)
- サービスコードA2・A6（みなし指定外事業者）については、利用者の住民登録地である市町村の地域区分の単価が適用になります。

八尾市に住民登録をしている要支援者にサービスを提供する場合

事業所所在地 サービスコード	八尾市内事業所	八尾市外事業所
みなし指定事業者 (A1・A5)	国が定める単位数 × 八尾市の地域区分単価	国が定める単位数 × <b>事業所所在地</b> の地域区分単価
みなし指定外事業者 (A2・A6)	八尾市が定める単位数※ × 八尾市の地域区分単価(5級地)	

※ 八尾市が定める単位数は、国が規定する単位数と同じです

# 5. ケアマネジメント

# 5. ケアマネジメント

利用するサービスにより、介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントに区別されます

種類(コード)	対象者	適用パターン
介護予防サービス計画 (46)	要支援1・2	①予防給付のみ利用 ②予防給付＋訪問型サービス・通所型サービス(現行相当)
介護予防ケアマネジメント (4桁の数字)	要支援1・2※	訪問型サービス・通所型サービス(現行相当)のみ

※ 平成29年4月以降、新規または更新認定を受けた人のことを指します。

国の基準では、下記の3種類の介護予防ケアマネジメントが示されていますが、八尾市では、平成29年度はケアマネジメントAのみ実施します。

- ① ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)
- ② ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)
- ③ ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)

# 5. ケアマネジメント

(参考) 平成29年4月1日以降は、下記の取扱いとなります。

## ① 認定有効期間の開始年月日が、平成29年3月31日までの要支援者

平成29年4月の認定更新・区分変更のタイミングで総合事業へ順次移行するため、次回の認定申請までは、従来どおりの取扱いとなります。

⇒ 介護予防サービス計画(46)

※ 予防給付の扱いとなりますので、介護予防訪問介護・介護予防通所介護の請求には、従来どおりのサービスコード(61/65)を使用してください。

## ② 認定有効期間の開始年月日が、平成29年4月1日以降の要支援者

a. 予防給付のみの利用 ⇒ 介護予防サービス計画(46)

b. 予防給付と総合事業を併用 ⇒ 介護予防サービス計画(46)

c. 総合事業のみの利用 ⇒ 介護予防ケアマネジメント(4桁の数字)

※ 予防給付と総合事業を併用している場合、介護予防サービス計画となりますが、訪問型サービス・通所型サービス(現行相当)のサービスコードについては、総合事業用サービスコード(A1・A2/A5・A6)を使用してください。

# 6. 移行スケジュール

# 6. 移行スケジュール

要支援認定更新者	平成29年4月1日更新者	5月1日更新者	...	平成30年1月1日更新者	2月1日更新者	3月1日更新者	4月1日更新者
(更新前)有効期間終了日	29.3.31	29.4.30	...	29.12.31	30.1.31	30.2.28	30.3.31
更新手続き時期	29.1.30～29.3.31	29.3.1～29.4.30	...	29.11.1～29.12.31	29.12.2～30.1.31	29.12.30～30.2.28	30.1.30～30.3.31
	平成29年4月	5月	...	平成30年1月	2月	3月	4月
平成29年4月1日更新者	介護予防・生活支援サービス事業						
5月1日更新者	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業					
...							
平成30年1月1日更新者	予防給付			介護予防・生活支援サービス事業			
2月1日更新者	予防給付				介護予防・生活支援サービス事業		
3月1日更新者	予防給付					介護予防・生活支援サービス事業	
4月1日更新者	予防給付						介護予防・生活支援サービス事業

- \*平成29年4月1日までに要支援認定を受けている人の介護予防訪問介護・介護予防通所介護については、認定更新までは予防給付、認定更新後から介護予防・日常生活支援サービス事業となります。
- \*平成29年4月1日以降に、新規で認定申請を行い、結果が要支援の人の介護予防訪問介護・介護予防通所介護についても、介護予防・生活支援サービス事業となります。



# 7. 給付管理

# 7-1. 暫定利用(平成29年度)

訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）の利用においても、暫定利用を可能とします。届出方法についても従来どおりとなりますが、念のため下記をご確認ください。

## 【居宅サービス計画作成依頼届出書の提出について】

サービス作成依頼届の提出については、認定申請中で、要支援か要介護のどちらに判定されるか判断しにくい場合、結果が出てからすみやかに届出を提出してください。暫定利用の場合に限り、高齢介護課では、サービス利用時にさかのぼって提出日の入力を行います。

※暫定利用の場合は、サービス利用開始前に地域包括支援センターと介護事業者の連携を行い、要支援・要介護どちらの結果が出てもいいように、プランの調整を必ず行ってください。

## 7-2. 区分支給限度額


訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）を利用する場合は、給付管理を行います。

要支援1・2の人は、それぞれの区分支給限度基準額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理します。

要支援1の人	5,003単位
要支援2の人	10,473単位

## 7-3. 日割り請求の適用

### ○予防給付からの変更点（国の取扱い）

- 介護予防訪問介護・介護予防通所介護  
→月途中開始、終了の場合でも、月額包括報酬を算定
- 
- 訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）  
→月途中開始、終了の場合は、  
契約日、契約解除日を起算日として、日割りで算定

※参照：「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成27年3月31日厚生労働省事務連絡）

I 資料9「月額報酬の日割り請求に係る適用について」

## 7-4. 利用者負担軽減

各種減免制度については、下記の表をご確認ください。

	訪問型サービス (現行相当)	通所型サービス (現行相当)
高額介護予防サービス費相当事業	○	○
高額医療合算介護予防サービス費相当事業	○	○
社会福祉法人等による利用者負担軽減	○	○
障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業	○	○
災害時の減免制度	○	○

※現行と変更ありません

# **8. 他市町村の住民に対する サービス提供時の注意点**

## 8.他市町村の住民に対するサービス提供時の注意点

### サービス提供パターン表

	事業所所在地	利用者		サービスコード	備考
		住民票	保険者		
①	八尾市	A市	A市	A市	
②	八尾市	八尾市	A市	八尾市	住所地特例対象者※
③	A市	八尾市	八尾市	八尾市	
④	A市	A市	八尾市	A市	住所地特例対象者※

※住所地特例対象者とは、住所地特例対象施設に入居することにより、他の市町村の区域内から住所地特例対象施設の所在地に住所を変更したと認められる被保険者を指します。住所地特例施設に入居中の場合でも、住民票の異動を行っていない場合は、対象とはなりません。

住所地特例適用被保険者は、入居等をしている施設が所在する市町村のサービスを利用します。また、介護予防ケアマネジメントについても、当該市町村の地域包括支援センター等が行うこととなります。

# 9. 事業者指定



# 9. 事業者指定

平成27年3月31日までに、指定介護予防サービス事業者として指定を受けている事業者は、総合事業移行後は指定を受けたとみなされ、引き続き総合事業による訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）のサービス提供が可能です。みなしの指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。

平成27年4月以降に指定介護予防サービス事業者として指定を受けた事業者は、みなし指定の対象となりません。

	みなしの有無	指定申請の要否
平成27年3月31日までに 指定を受けた事業者	有	不要
平成27年4月1日以降に 指定を受けた事業者	無	必要 (基準等については後日)

# 9. 事業者指定

みなし指定の事業者は、全国すべての市町村の総合事業の指定を受けたものとして取り扱われます。平成30年3月31日までは特段の手続きを行わなくても、従来の介護予防サービス事業と同様に他市町村の利用者に対しても、訪問型サービス・通所型サービス（現行相当）のサービスを提供することが可能です。

※ ただし、住所地特例適用被保険者ではない他市町村の利用者を受け入れようとする場合は、当該市町村の総合事業担当課へ、当該市町村が使用するサービスコード（＝請求可能かどうか）をあらかじめご確認ください。

事業所所在地	サービス利用者	みなし指定有効期間	有効期間満了後指定更新の有無
八尾市事業所A	八尾市民	平成30年3月31日	八尾市の指定が必要
	他市民		他市の指定が必要
八尾市事業所B	八尾市民		八尾市の指定が必要

↑ みなし指定の事業者であっても、平成30年4月以降に事業を継続する場合は平成29年度中に各市町村に総合事業の指定更新手続きが必要です。

## 9. 事業者指定

みなし指定外の事業者につきましては、平成29年4月1日以降、総合事業のサービスを提供するためには、八尾市から指定を受ける必要がありますが、指定基準等については、後日お知らせする予定です。

# 10. 定款等の変更

# 10. 定款等の変更

介護保険法改正によるサービス名称の変更に伴い、総合事業開始までに定款等の変更が必要となります。

(名称変更内容) 「介護予防訪問介護」 ⇒ 「第1号訪問事業」

「介護予防通所介護」 ⇒ 「第1号通所事業」

## ●定款 ●運営規程

平成30年3月31日までは、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を実施する可能性があるため、文言を削除しないようにしてください。

## ●契約書 ●重要事項説明書

上記の内容等を参考に、記載内容や名称を適切に変更してください。新たに総合事業を利用する対象者に対し、サービスを開始するまでに順次契約が必要となります。

※ 2月以降、八尾市ホームページにひな形を掲載する予定です

# 11. 一般介護予防事業

# 11. 一般介護予防事業

## 平成29年度一般介護予防事業

事業名	内容
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"><li>* 元気アップ運動教室</li><li>* ノルディックウォーキング教室</li><li>* みんなの認知症予防教室</li></ul>
地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>* 地域づくりによる介護予防推進事業 (河内音頭健康体操)</li><li>* みんなの認知症予防リーダー養成講座</li></ul>
地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>* 地域づくりによる介護予防推進事業 (河内音頭健康体操)</li></ul>

# 12. まとめ



# 12. まとめ

## 介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う主な変更点(平成29年度)

項目	変更有無	備考
サービス報酬・内容	なし	現行の介護予防サービスと同様
人員基準・運営基準	なし	現行の介護予防サービスと同様
利用対象者	なし	要介護・要支援認定申請の結果、 要支援1・2の認定を受けた人
サービスコード	あり	平成29年4月1日以降に要支援1・2の 認定を受けた人から、順次変更が必要
ケアマネジメント	あり	介護予防サービス計画に加え、 ケアマネジメントAを実施
利用者との契約	あり	契約が必要
事業者指定	あり	平成27年3月31日までに指定を受けた事業者は みなし指定が平成30年3月31日まで有効

# 12.まとめ

サービス名	サービスコード	事業者別	指定申請の要否
訪問型サービス (予防給付基準と同様)	A1	みなし指定訪問介護事業者 (平成27年3月31日以前 指定事業者)	平成30年3月31日まで みなし指定が有効
	A2	みなし指定外 訪問介護事業者 (平成27年4月1日以降 指定事業者)	要
通所型サービス (予防給付基準と同様)	A5	みなし指定通所介護事業者 (平成27年3月31日以前 指定事業者)	平成30年3月31日まで みなし指定が有効
	A6	みなし指定外 通所介護事業者 (平成27年4月1日以降 指定事業者)	要

## 国保連合会へ総合事業サービスコードを使用して事業費請求をする際の注意事項

- ①認定有効期間開始日が平成29年4月1日以降の要支援者で、訪問型サービス・通所型サービス(現行相当)を利用された場合は、上記のサービスコードを使用し、事業費を請求してください。
- ②要支援者が介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している場合、有効期間内で、サービスが終了するまでは予防給付サービスコードで給付費を請求してください。平成29年4月1日以降で、新たに有効期間を更新し、訪問型サービス・通所型サービス(現行相当)を利用した場合は、上記のサービスコードを使用し、事業費を請求してください。

# 13. 今後の予定

# 13. 今後の予定

平成29年

1月18日～ 質問票受付開始

※回答は、まとめてホームページに掲載

1月下旬 事業者指定の詳細をホームページに掲載

2月上旬 サービスコード表及び単位数表マスタ（csv）を  
ホームページに掲載

4月 介護予防・日常生活支援総合事業開始

\* 今後、総合事業の実施に向けた様々な情報を、本市ホームページや本市メールマガジンにて配信しますので、随時ご確認くださいませようお願いします。